

【 訪問リハビリ 料金表 】

(1) サービス利用料、利用者負担額 ※1単位 10.17円 で算定

区分等	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
1回あたりの料金 (1回20分以上のサービス)	307	3122	312	624	936

※40分以上の場合、307単位×2=614単位 になります。

(2) 加算料金 ※1単位 10.17円 で算定

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数
			1割負担	2割負担	3割負担	
短期集中リハビリテーション加算	200	2034	203	406	609	1日につき
リハビリテーションマネジメント加算(A)イ	180	1830	183	366	549	1月につき
リハビリテーションマネジメント加算(B)イ	450	4576	457	914	1371	
サービス提供体制強化加算	6	61	6	12	18	1回につき

※短期集中リハビリテーション加算は、利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。
退院(退所)日、または要介護認定を受けた日から起算して3か月以内の期間に、1週間につき概ね2回以上、1回あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。

※リハビリテーションマネジメント加算は、医師、リハビリスタッフ、その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合に加算します。
3か月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、ご利用者の状態等に関する情報を、医師、リハビリスタッフ、介護支援相談員等と共有します。
リハビリマネジメント加算(A)イ … リハビリ計画について、リハビリスタッフが説明します。
リハビリマネジメント加算(B)イ … リハビリ計画について、事業所の医師が説明します。

※サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出し、利用者に対して訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※当事業所の医師が診察を行っていない利用者に対して、訪問リハビリテーションを実施した場合は、1回につき50単位を減算します。